

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年7月版)						新条文 (平成27年12月版)										
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編	1	0	0	0	1	第1編	共 通 編		
1	1	0	0	0	1	第1章	総 則	1	1	0	0	1	第1章	総 則		
1	1	1	0	0	1	第1節	総 則	1	1	1	0	1	第1節	総 則		
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物	
1	1	1	18	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに産業廃棄物管理票による場合はD票、E票の写しを監督員に提示しなければならない。ただし、E票の写しについては、提示が工事完成後となってもやむを得ない。	1	1	1	18	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに産業廃棄物管理票による場合はD票、E票を監督員に提示しなければならない。ただし、E票については、提示が工事完成後となってもやむを得ない。	これまでの原本をコピーして提示することとしていたが、受注者によるコピーの負担軽減を図るため、提示方法を「写しの提示」から「原本の提示」に改定。